

■定額郵便貯金等共通規定

1 規定の適用範囲

本規定は、積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）に共通して適用する事項を規定します。本規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 預入することができる証券等

(1) この貯金は、現金のほか、公社所定の小切手、郵便為替証書並びに郵便振替の払出証書及び支払通知書その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は郵便局においてその表示する金額により払渡しを受けることができる公社所定の証券又は証書（以下「証券等」といいます。）について、公社所定の方法によりその表示する金額で預入できます。

(2) 小切手要件の白地はあらかじめ補充する義務を負いません。

(3) 証券等のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

3 届出事項の変更等

(1) 通帳、貯金証書、保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、公社所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、公社は責任を負いません。

(2) 通帳、貯金証書若しくは保管証を失ったとき、これらが汚染若しくはき損されたとき又は印章を失ったときのこの貯金の利子と元金の払渡し又は通帳、貯金証書若しくは保管証の再交付は、公社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

4 印鑑照合

通帳、貯金証書、保管証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を通帳、貯金証書又は保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、公社は責任を負いません。

5 譲渡制限

(1) この貯金（郵便貯金担保貸付規定による貸付けの担保となっている場合を除きます。）に関する預金者の権利は、親族に譲り渡すとき又は遺言によって譲り渡すと

きに限り、譲り渡すことができます。

(2) この貯金に関する権利を譲り受けた者は、公社所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

6 相続等による名義書換

相続又は合併等により郵便貯金に関する預金者の権利を取得した者は、公社所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

7 通知等

公社は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8 規定の改定

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵便局の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上